

広島県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十四年一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三原竹原線	三原市小泉町字吉井一一五三番地先から 三原市小泉町字松ヶ崎一三三五番三地先まで	平成二十四年一月五日
	三原市小泉町字山之神一九九二番地先から 三原市小泉町字山之神一九九二番地先まで	
	三原市小泉町字山之神一九九二番地先から 三原市小泉町字桜ヶ谷裾二〇三二番地先まで	
	三原市小泉町字池之谷一七二二番一地先から 三原市小泉町字龍降一七七四番一地先まで	